

令和7年度海老名市奨学生募集要領

海老名市では、令和7年度の奨学生を次の要領により募集します。

※本事業は、令和7年度予算成立が前提となりますので、内容等に変更が生じる場合があることを予めご了承ください。

1 目的

経済的理由により、学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校の後期課程・専修学校・高等専門学校（第3学年まで）への修学等が困難な方に奨学金を給付し、未来の夢や目標の実現を支援するものです。

2 給付資格

- ・ 市内に居住する青少年で、高い学習意欲があり、性行が善良であること。
- ・ 令和6年中の世帯所得が生活保護基準の1.4倍以下であること。
- ＊ 生活保護受給者は対象外となります。

《生活保護基準の目安額（上限）》

世帯人数	目安額	目安額（1.4倍）	算定の条件
2人	250万円	350万円	（母子加算込）
3人	270万円	380万円	子は1人
4人	310万円	440万円	子は2人（高校生、中学生）

＊ 同じ世帯人数でも世帯構成、年齢等により実際の基準額は変動します。

＊ 基準額及び世帯所得額の算定方法は生活保護制度に準じます。

例）家賃は、実際の支払額に関わりなく、世帯人数に応じて生活保護制度で住宅扶助として定められた金額を基準額に加算します。持家の場合はローンがある場合も基準額への加算はありません。

3 奨学金の額

年額80,000円（支給時期は7月を予定しています）。

4 申請用紙の配布

申請用紙はえびなこどもセンター2階の就学支援課で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

5 申請書の提出期間等

令和7年3月17日（月）～令和7年4月11日（金）（土日祝日除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

＊ 申請書は就学支援課まで、直接ご持参ください。

6 申請に必要な書類

(1) 「奨学金給付申請書」（第1号様式）

(2) 「学習成績及び人物に関する証明」（前年度出欠席の記載を含む）

＊ 1年生は出身中学校長が発行します。（市立中学校は所定の様式があります。）

＊ 2・3年生は在学する高等学校等の学校長が発行するも。書式は問いません。

＊ 前年度の受給者のうち、前年度使途報告済みの方は上記書類を併せて提出しているため、提出は不要です。

(3) 「面接シート」

＊ 指定された用紙に、本人が記入してください。将来の夢、目標の実現に選考基準の重点をおいていますのでそれを踏まえて記入してください。

(4) 令和6年中の所得のわかるもの（「源泉徴収票の写し」「確定申告書の写し」等）

＊ 同居で収入のある方全員分の書類を必ず添付してください。

7 選考方法

一次選考と二次選考を実施します。

(1) 一次選考

書類審査及び所得審査を行います。

(2) 二次選考

一次選考通過者に対し面接（生徒本人のみ）を行います。

面接の日程は別途お知らせいたします。（5月を予定しています。）

遠方の学校に在学中で来所が難しい場合はZOOM等により面接を行います。

8 奨学生の選考

奨学生選考委員会の答申を受け、教育委員会で審査の上、決定します。

9 選考結果の通知

一次選考結果・・・4月下旬に通知します。

二次選考結果・・・7月上旬に通知します。

10 奨学生決定後の手続き

奨学生として決定を受けた方は、次の書類をご提出ください。

(1) 「請求書」(第4号様式)

(2) 「身元保証人の保証書」(第3号様式)

＊ 保証書には、保護者もしくは市内在住の成年者による保証人が必要です。

(3) 「奨学金使途報告書」・令和8年3月に提出

(4) 「学習成績及び人物に関する証明」(当該年度出欠席の記載を含む)

・令和8年3月に提出

11 奨学生の注意事項

奨学金は償還の義務はありませんが、次の規定があります。

(1) 流用の禁止(海老名市奨学金条例第11条)

奨学金は有効適切に使用し、他の目的に流用してはならない。

(2) 奨学金の停止又は廃止(海老名市奨学金条例第12条)

奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し又は廃止することができる。

(ア) 退学したとき。

(イ) 性行が不良になったと認められるとき。

(ウ) 傷病その他の理由により学業を続けることが困難と認められるとき。

(エ) 本市に居住しなくなったとき。

(オ) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(カ) 正当な理由なく転校したとき。

(キ) 奨学生を辞退したとき。

(ク) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(3) 奨学金の返還(海老名市奨学金条例第13条)

奨学金の給付を受けている者が、第11条の規定に違反したとき、又は第12条の規定に該当するときは、教育委員会は選考委員会の答申を得て、給付した奨学金の返還をさせることができる。

12 奨学金給付申請書等の記載方法等

(1) 「奨学金給付申請書」(第1号様式)

- (ア) 「本人」とは、修学者本人を意味します。
- (イ) 「連絡先(電話番号)」は、必ず記入してください。
- (ウ) 「出身学校」とは、令和7年3月31日までに卒業した最終学校です。
- (エ) 「修学学校」とは、令和7年4月1日以降に在学する学校です。
- (オ) 「申請理由」「卒業後の進路希望」の欄は具体的に記入してください。

【例】部活動での大学推薦を目指しており、遠征費や消耗品等の負担が大きいため
教員を目指し〇〇大学△△学部へ進学を希望。参考書や講習の費用に充てたい。
高校卒業後、■■関係での就職を希望。在学中に▲▲の資格を取得したい。

(カ) 「家族状況」の欄について

- ・内容は、令和7年4月1日現在で記入してください。
- ・ご家族に大学生や専門学校生がいる場合、基準額が変わる場合があります。
在籍校を正確に記入してください。
- ・「前年の収入額」は令和6年1月1日から12月31日までの収入を記入してください。

(キ) 「奨学金使途目的」は、具体的に令和7年度中にかかる費用を区分ごとに記入してください。(年額)

【例】部活動遠征費・・・〇〇〇円

(ク) 「同意書(市・県民税課税状況閲覧)」について、同意は任意です。

(2) 「学習成績及び人物に関する証明」

学校の事務室へ依頼してください。1年生は卒業した中学校で、2・3年生は現在の
在学中で交付を受けてください。

＊ご不明な点等がございましたら、お手数ですが下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

海老名市教育委員会 就学支援課

〒243-0422 海老名市中新田 377 番地 えびなこどもセンター2階

電話 046(235)4918(就学支援課)